



目 次

規 則	ページ
◎高知県報道機関駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ " ）	1
◎告示（農業委員会等に関する法律による農業委員会ネットワーク機構の指定）の一部改正（農地・担い手対策課）	1
○種畜証明書の書換え交付（畜産振興課）	1
○公共測量の終了の通知（用地対策課）	1
○国土調査の成果の認証（ " ）	1
○道路の区域変更（3件）（道 路 課）	1
○道路の供用開始（2件）（ " ）	2
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	2
○農用地利用配分計画の認可の申請（農地・担い手対策課）	3
○土地改良区の役員の就任（農業基盤課）	3
○土地改良区の役員の就退任（3件）（ " ）	3
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	4

規 則

高知県報道機関駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年5月6日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第35号
高知県報道機関駐車場の利用料の徴収に関する規則の一

部を改正する規則

高知県報道機関駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第47号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「1,500円」を「1,000円」に、「2,000円」を「1,500円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県報道機関駐車場の利用料の徴収に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

告 示

高知県告示第266号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。
平成28年4月30日（掲示済）
高知県知事 尾崎 正直

大海加入区

高知県告示第267号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成24年5月高知県告示第315号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成28年4月29日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。
平成28年4月30日（掲示済）
高知県知事 尾崎 正直

大海加入区

高知県告示第268号

農業委員会ネットワーク機構として指定した高知県農業会議から平成28年4月1日に名称を変更した旨の届出があったので、平成28年3月高知県告示第121号（農業委員会等に関する法律による農業委員会ネットワーク機構の指定）の一部を次のように改正する。
平成28年5月6日
高知県知事 尾崎 正直

1中「高知県農業会議」を「一般社団法人高知県農業会議」に改める。

高知県告示第269号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第10条及び家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条の規定により次のとおり種畜証明書を書換え交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成28年5月6日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
11350378887 若藤（全和褐236） 牛 褐毛和種	種畜の名前の変更	若藤	若桜

高知県告示第270号

高知市長から平成27年5月高知県告示第252号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成28年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成28年5月6日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第271号

南国市比江の一部地区、四万十市有岡の一部地区及び香美市土佐山田町西又の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成28年5月6日
高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称
 - 南国市
 - 四万十市
 - 香美市
 - 調査を行った地域及び時期
 - 南国市比江の一部
平成25年度及び平成26年度
 - 四万十市有岡の一部
平成24年度から平成26年度まで
 - 香美市土佐山田町西又の一部
平成25年度及び平成26年度
 - 成果の名称
 - 南国市地籍図及び地籍簿
 - 四万十市地籍図及び地籍簿
 - 香美市地籍図及び地籍簿
 - 認証年月日
平成28年5月6日
- 高知県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年5月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年5月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川船戸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町大野見野老野734番24から 高岡郡中土佐町大野見野老野1251番1まで	前	3.7 }	350
	後	26.7	
	前	11.6 }	340
	後	30.5	

高知県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年5月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年5月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市伊尾木字安要寺1920番1から 安芸市伊尾木字安要寺1918番1まで	前	3.3 }	74
	後	6.8	
	前	4.9 }	74
	後	7.4	

高知県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年5月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年5月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重倉笠ノ川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市岡豊町笠ノ川字釜ヶ谷1313番4から 南国市岡豊町笠ノ川字柳ヶ首786番1まで	前	3.5 }	167
	後	6.5	
南国市岡豊町笠ノ川字釜ヶ谷1310番11から 南国市岡豊町笠ノ川字柳ヶ首775番1まで	前	4.2 }	344
	後	55.0	
南国市岡豊町笠ノ川字釜ヶ谷1313番4から 南国市岡豊町笠ノ川字柳ヶ首786番1まで	前	3.5 }	167
	後	6.5	
南国市岡豊町笠ノ川字釜ヶ谷744番から 南国市岡豊町笠ノ川字柳ヶ首775番1まで	前	12.5 }	344
	後	49.0	

高知県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年5月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年5月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川船戸
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町大野見野老野734番24から 高岡郡中土佐町大野見野老野1251番1まで	340	平成28年5月6日

高知県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年5月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年5月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重倉笠ノ川
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市岡豊町笠ノ川字釜ヶ谷744番から 南国市岡豊町笠ノ川字柳ヶ首792番5まで	209	平成28年5月6日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年4月19日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年4月19日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年3月22日	特定非営利活動法人虹の種	玉城 秀大	高知市神田2421番地3号	この法人は、たくさんのいのちを守るために、本来私たち人間が持っている可能性を引き出し、心と体の健康に関する気付きを与え、感謝と分かち合いの社会を築くことを目的とする。

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。
平成28年5月6日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 農用地利用配分計画の概要
 - (1)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
安芸市井ノ口甲1127番地
小松 稔
 - イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
安芸市井ノ口字キエサ甲1034番1
 - (2)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
安芸市井ノ口乙882番地
大久保 暢夫
 - イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
安芸市井ノ口字ムソノ甲2411番1及び甲2412番
- 2 申請年月日
平成28年4月15日
- 3 縦覧場所
高知県農業振興部農地・担い手対策課

- 4 縦覧の期間及び時間
平成28年5月6日（金）から同月20日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
- 5 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県農業振興部農地・担い手対策課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、窪川土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。

平成28年5月6日
高知県知事 尾崎 正直
役名 氏名 住所
理事 阿部 誠 高岡郡四万十町仕出原85

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知県吾南土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成28年5月6日
高知県知事 尾崎 正直
役名 氏名 住所
(退任)

- 理事 前田 眞作 高知市春野町弘岡上 486番地
" 細川 幸利 " " 3116番地
" 國澤 静介 " 春野町弘岡中 168番地
" 武政 幸夫 " " 1485番地
" 高橋 敏秀 " 春野町弘岡下2786番地
" 宇賀 巖 " " 1363番地
" 元吉 政民 " 春野町森山 2358番地
" 塩田 暉郎 " " 1409番地
" 矢野 駿郎 " 春野町西畑 1033番地
" 松岡 義之 " 春野町仁ノ 2番地
" 岡部 政博 " 春野町西分 2311番地3
" 山中 四郎 " " 100番地
" 雨森 廣志 " 春野町秋山 600番地
" 土居 秀博 " 春野町甲殿 656番地
" 高橋 好寛 " 春野町東諸木3420番地
" 岡崎 孝志 " " 2654番地1
" 高橋 晃 " 春野町芳原 506番地
監事 尾仲 潤水 " 春野町西諸木 78番地
" 中村 兆志 " 春野町仁ノ 1549番地
" 雨森 佳彦 " 春野町西分 3493番地

- " 山脇 莊六 " 春野町弘岡中 690番地
(就任)
理事 前田 眞作 高知市春野町弘岡上 486番地
" 細川 幸利 " " 3116番地
" 國澤 静介 " 春野町弘岡中 168番地
" 武政 幸夫 " " 1485番地
" 高橋 敏秀 " 春野町弘岡下2786番地
" 宇賀 巖 " " 1363番地
" 山崎 雅市 " 春野町森山 2415番地
" 塩田 暉郎 " " 1409番地
" 矢野 駿郎 " 春野町西畑 1033番地
" 松岡 義之 " 春野町仁ノ 2番地
" 岡部 政博 " 春野町西分 2311番地3
" 山中 四郎 " " 100番地
" 雨森 廣志 " 春野町秋山 600番地
" 土居 秀博 " 春野町甲殿 656番地
" 高橋 和夫 " 春野町東諸木 553番地
" 岡崎 孝志 " " 2654番地1
" 高橋 國博 " 春野町芳原 1474番地1
監事 池 泰延 " 春野町西諸木 721番地
" 渡邊 廣樹 " 春野町弘岡下4443番イ地
" 深瀬 志彦 " 春野町弘岡上1912番地
" 土居 光博 " 春野町秋山 618番地の2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市高須長場江左右エ門丸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成28年5月6日
高知県知事 尾崎 正直
役名 氏名 住所
(退任)
理事 小松 義久 高知市高須本町 2-45
(就任)
理事 小松 孝明 高知市高須新町二丁目11-18

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四万十市入田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成28年5月6日
高知県知事 尾崎 正直
役名 氏名 住所
(退任)
監事 安光 敏 四万十市入田2385番地1

(就任)

監事 植田 法文 四万十市入田3655番地1



都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年5月6日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年3月18日 27高都計第641号	南国市大桶字神母ノ 前甲1999番ほか	南国市大桶甲988 番地 藤田 麗雄